

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る

補助金審査のポイント **6 3** 次（一般枠）用

本書の作成目的

本書は、グループ補助金に関し、あらかじめ補助金審査を行う上のポイントを示すことにより、円滑な申請事務処理を行っていただくことを目的に作成した。補助金申請者又は申請を予定している者は、本書記載事項に十分留意の上、申請していただきたい。

なお、本書に基づき提出する全ての書類については、確定検査や会計検査の際に必要となるので、必ず写しを保管すること。

留意すべき事項

本書は、補助金申請内容のみに着目して記載しており、グループ補助金の本来の目的である「復興事業計画」の実施については記載していない。

当該補助金は、中小企業等グループの構成員が共同して復興事業計画を実施することにより、被災地域の産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たされることを前提として、交付決定を行うものである。

この趣旨を踏まえ、復旧事業計画に基づくグループ活動（共同事業）が実施されない場合、補助金返還を要する場合もある。また、審査の結果、交付決定に至らない場合でも、共同事業には各構成員毎の役割があるため、共同事業の実施は必須である。

令和 **7** 年 **4** 月

福島県グループ補助金担当

内容

1	補助金公募要領上の「補助の対象となる経費」	1
2	審査ポイント1「適正な申請者が否か」	3
(1)	補助対象とする施設・設備の所有者であるか	3
①	所有者による申請が原則【施設／設備】	3
②	大家・店子の関係に係る運用【施設】	3
(2)	補助金交付の適格者か	3
①	被災前に事業を実施していたこと	3
②	暴力団又は暴力団員等に該当しないこと	4
③	県税を未納していないこと	4
④	特定の風俗営業事業者でないこと	4
(3)	復旧が遅れた理由は何か	5
3	審査ポイント2「補助目的に合致した施設・設備の被災を確認できるか」	7
(1)	補助目的に合致する施設・設備であるか	7
①	東日本大震災に起因する被害か【施設／設備】	7
②	参加グループの復興事業計画に合致するか	7
③	当該補助金制度上対象外としているものでないか	7
④	他の目的に転用される可能性の高いものでないか【設備】	8
⑤	店舗兼住宅など事業目的のみに区分できない場合【施設】	8
⑥	法令上の規制を受ける建物の場合【施設】	8
⑦	資産計上している設備であるか【設備】	8
(2)	被害内容を立証する資料が提出されているか	9
①	市町村が発行する罹災証明【施設】	9
②	施設・設備の被害状況が分かる写真等【施設／設備】	10
③	被害箇所を示す施設・設備の位置等を示す図面【施設／設備】	10
④	設備の被害を立証する書面【設備】	10
⑤	補助事業の適正な執行についての確認書	10
4	審査ポイント3「復旧内容は従前の機能回復を超えていないか」	11
(1)	修繕が大原則【施設／設備】	11
(2)	例外的に建替・移転・入替の申請をする場合その根拠数量等が妥当であること	11
①	施設の建替・移転を申請する場合（修繕による復旧が不可能な場合に限る）	11
②	罹災証明で施設が半壊又は一部損壊と判定された場合【施設】	11
③	設備の入替を申請する場合【設備】	11
5	各種添付資料	13
	資産計上誓約書例	14
	補助事業の適正な執行についての確認書	15
	設備比較証明書	17
	東日本大震災の被災建物が罹災証明書未取得の理由及び被害状況の申立書	19
	罹災証明書未取得建物に係る建物被災状況報告書	20

1 補助金公募要領上の「補助の対象となる経費」

○ 当該事業の補助の対象となる経費を次のとおりとしている。

・補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設及び設備を復旧するのに要する経費。※税等は対象外です。

なお、この経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備するための経費を加えることができます。

【施設及び設備の内容】

区分	内容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設等、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設。
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費。
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費。

注）上記の施設及び設備の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

※ 保険金等の取扱いについて

- ・ 原子力財物賠償とグループ補助金との重複受領の場合、グループ補助金の補助対象となる施設・設備について、補助金の自己負担分を超える財物賠償を補助金

交付前に受け取っていた場合、一部控除を行います。

- ・ 補助対象施設又は設備に対する保険金等は補助対象経費のうち、自己負担を超える経費から除きます。

※ 交付決定後に着工する事業が補助対象となります。

着工とは・・・施工業者との工事契約の締結又は発注のこと
(施工業者からの見積書の取得については、問題ありません)

2 審査ポイント 1 「適正な申請者か否か」

(1) 補助対象とする施設・設備の所有者であるか

① 所有者による申請が原則【施設／設備】

ア 「グループ及びその各構成員の施設及び設備」であることが原則。

ア) 例えば、賃貸物件が被災した場合は、賃貸人（大家）が施設整備分を申請し、賃借人（店子）は設備分を申請すること。

イ) 例えば、法人に貸し付けている社長個人名義の施設が被災した場合は、社長個人が施設分を申請すること。

イ 自己所有であることを立証すること

ア) 被災前に所有し、管理していたものであることがわかる書面を提出すること。（公的な物に限る）

a 施設：建物登記簿、固定資産課税台帳等

b 設備：償却資産課税台帳（法人税法・所得税法上、一括償却資産として処理した資産である場合には、減価償却資産明細書等）

② 大家・店子の関係に係る運用【施設】

ア 補助金申請の主体

ア) 賃貸物件の修繕義務が店子にある場合にも、当該物件の所有権を持つ大家が修繕または建て替えを行う場合のみ、補助金申請を認める。

イ) その際、復興事業計画のグループ構成員には、大家と賃貸契約関係にある店子も参加することを条件とする。

ウ) 補助事業完了後に大家が当該施設を他の事業者に対して有償譲渡等をする際には、財産処分規定に則り、大家に国庫返納を求めることとする。

イ 震災後に大家が代わった賃貸物件の補助

ア) 震災後に大家が代わった場合も、店子の事業再開に不可欠な場合には、店子の事業再開に不可欠な範囲に限り、新たな大家の賃貸物件を補助対象とする。

ウ 申請にあたっての注意事項

ア) 賃貸借契約書等の写し、建物登記簿等を添付すること。

イ) トラブルにならぬよう、十分当事者間で調整した上で申請すること。

(2) 補助金交付の適格者か

① 被災前に事業を実施していたこと

ア 被災前に事業を行っていない中小企業等は、補助金の交付申請を認めない。

イ 被災前に事業を行っていたことを証するため、以下の書類を提出すること。

ア) 法人：登記事項証明書（法人）

イ) 個人：開業届又は平成 23 年の税務申告書類（事業税に関するもの）

② 暴力団又は暴力団員等に該当しないこと

- ア 暴力団排除条例（平成 23 年条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が役員となっている中小企業等は、補助金の交付申請を認めない。
- イ 申請後、該当することが発覚した場合、補助金返還を求めるとともに告発する場合がある。

③ 県税を未納していないこと

- ア 県税に未納がある場合は、補助金の交付はできない。
- イ 復興事業計画申請の段階から納税証明書の提出を求めているが、未提出のものが見受けられる。未提出の場合は、必ず提出すること。
- ウ 仮に未納がある場合は、完納後の証明書を提出すること。

④ 特定の風俗営業事業者でないこと

- ア 対象としない風俗営業の範囲
 - ア) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)」第 2 条における次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合は、補助対象としない。(別表参照)
 - a 風俗営業（第 1 項）
 - b 性風俗関連特殊営業（第 5 項）（いわゆる性風俗）
 - イ) ア)に該当する場合であっても、次の場合は補助金申請を認める。
 - a 第 1 号 料理店※社交飲食店は除く
 - b 第 5 号 ゲームセンター
 - ウ) 確認のため、風俗営業許可を受けている事業者は、その許可証の写しを提出すること。
 - エ) 留意点
 - a 深夜営業を行う居酒屋等の届け出は当該確認の対象ではない。
 - b 「料理店」か「社交飲食店」か等どの区分に該当するかは、「スナック ○○」等の店名などで判断されるのではなく、異性による接客状況など営業実態によって公安委員会が判断する。屋号では判断しない。
- イ 風俗営業を行う場合の補助対象としない申請者の範囲
 - ア) 申請者自らが該当する営業施設の場合、補助金交付の対象としない。
 - イ) 該当する風俗営業事業者に賃貸等している施設の場合、次の割合が 5 割を超える場合は、当該施設の復旧は補助の対象としない。(総延べ床面積に対する当該賃貸等面積の割合で判断)
- ウ グループ代表者への取扱い
風俗営業に該当する施設を補助申請対象とする構成者を含め「コミュニティ再生型」として申請する場合、グループ代表者は当該施設が地域にとって必要とする理由書を提出すること。
- エ 警察本部への対応
 - ア) 該当する可能性がある申請がある場合、風俗営業許可の状況について照

会する。

- イ) 交付決定以降、補助対象施設内において無許可営業等が認知された場合は、告発する。

(3) 復旧が遅れた理由は何か

「中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。」（「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定））と示されている。

このことから、令和3年度以降、津波浸水地域を含む市町村内に事業所を有する事業者が新たに補助金の交付を申請する場合、「これまで復旧を行うことができなかった事業者の責に帰さない事由を説明する資料」を添付すること。

なお、原発被災12市町村の事業者で移転再開する場合は不要。

(別表)

参考「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」上の風俗営業

			例示	風営法上の規定
風俗営業 (第1項)	接待飲食等営業 (第4項)	第1号	キャバレー	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他の設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
		第1号	社交飲食店	
		第1号	料理店	
		第2号	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
		第3号	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
		第4号	パチンコ、マージャン	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
性風俗関連 特殊営業 (第5項)	店舗型性風俗 特殊営業 (第6項)	第5号	ゲームセンター	スロットマシン、テレビゲーム機その他遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
		第1号	ソープランド	浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
		第2号	店舗型ファッションヘルスなど	個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)
		第3号	ストリップ劇場・ポルノ映画館	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業
		第4号	類似モーテル、ラブホテル	専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
		第5号	アダルトショップ	店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
		第6号	その他(出会い喫茶)	前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
	無店舗型性風俗 特殊営業 (第7項)	第1号	派遣型ファッションヘルス	人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
		第2号	アダルトビデオなど通信販売営業	電話その他国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
	映像送信型性風俗特殊営業 (第8項)		インターネット等利用アダルト画像送信営業	専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むもの
	店舗型電話異性紹介営業 (第9項)		テレホンクラブなど	店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。次項において同じ。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)
	無店舗型電話異性紹介営業 (第10項)		携帯電話を利用したテレホンクラブ	専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。)

3 審査ポイント2「補助目的に合致した施設・設備の被災を確認できるか」

(1) 補助目的に合致する施設・設備であるか

① 東日本大震災に起因する被害か【施設／設備】

東日本大震災によって生じた被害のみが補助対象。

ア 東日本大震災とは

- ア) 東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- イ) 東日本大震災に起因する被害とは、補助の対象となる施設又は設備が、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった状態を指す。
- ウ) 地震によって発生した津波、及びその後の余震による被害も含む。

イ 被害があっても対象外になるもの

- ア) 東日本大震災前から使用不能であった施設・設備
- イ) 東日本大震災後に震災に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備※(例)車両：東日本大震災以降に車検証の交付を受けたものは入替の対象外であり、交付申請時に最新の車検証、実績報告時に永久抹消証明書の提出が必要です。
- ウ) 東日本大震災前から事業用として使用されていなかった空き室、空き店舗、空き事業所等

② 参加グループの復興事業計画に合致するか

加入するグループの復興事業計画に基づき、事業を行うにあたって必要不可欠であるもののみを補助対象としている。(復興事業計画にないものは補助対象外。)

③ 当該補助金制度上対象外としているものでないか

次のものは当該グループ補助金制度上、補助対象外としている。

- ア 各種税（消費税等）
- イ 各種行政手続き費用（建築確認申請費、リサイクル料（車両等）、各種登録手続きや申請代行費用等）
- ウ 各種保険料（ただし、工事等において施工業者が負担する法定福利費（社会保険料）は補助対象）や保守費用
- エ 住居等、事業用途以外の施設・設備
- オ 土地の造成、嵩上げ、地盤改良の費用（土地の整地程度は補助対象）
- カ 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設（アパート、マンション、テナントビル等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

※ 震災時入居していた店子の復旧に必要な賃貸目的の施設はこの限りではない。

キ 自社復旧の際の人件費

ク 諸経費等（補助対象内外の比率で按分し、減額する。）

④ 他の目的に転用される可能性の高いものでないか【設備】

次のものは私用など他の目的に転用される可能性が高いため、補助対象外としている。

ア 他の目的に使用され得る乗用車等

※ 建機車両、トラック、マイクロバス（11人乗り以上）等は補助対象

イ 事務備品（机、いす、書庫等）

ウ OA機器類（パソコン、プリンター、コピー機、電話機、ソフトウェア等）

エ 汎用性の高い備品（家庭用電化製品、食器、調理器具）

⑤ 店舗兼住宅など事業目的のみに区分できない場合【施設】

ア 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、面積按分等によって事業目的部分を特定することになる。

イ 別棟になっている場合を除き、建物の用途は「店舗兼住宅」等併用であることが分かるよう記載の上、図面や見積書は事業目的外を含む全てを記載し、かつ事業目的箇所を特定できる図面等を提出すること。

ア) 施設の構造、用途、面積、被害箇所を示す従前の図面

a 全体面積、事業用途面積、非事業用途面積、共用面積（共用している通路・廊下・水回り等の面積）

b 用途区分を図示し、面積を求めた算定式を示すこと。

c 図面等がない場合、手書きでもよいので必ず提出すること。

イ) 建替、改築等の場合は、計画図面も併せて提出すること。

ウ) 事業用途割合の特定

補助金申請額を算定する場合、次の算式で補助申請額を求めること。

全体事業費×事業用途面積／（事業用途面積＋非事業用途面積）

※（事業用途面積＋非事業用途面積）＝全体面積－共用面積

⑥ 法令上の規制を受ける建物の場合【施設】

法令上の規制を受ける建物については、建替・修繕後の仕様が法令に適合するか事前に行政機関に確認すること。

（例）理美容店、クリーニング店、飲食店について、施設の仕様が変更となる場合は、変更の営業許可が必要であるため、補助金申請書に添付する図面は、事前に保健所に相談を要する。

⑦ 資産計上している設備であるか【設備】

償却資産課税台帳に登載されていない資産は補助対象外としている。

ア 一般に、資産計上するということは、単に帳簿上記載することだけでなく、毎期の減価償却費を算出するための基礎とすることや、償却資産として市町村へ申告することを要する。（法人税、償却資産税の課税対象とされる。）このうち、グループ補助金では、償却資産課税台帳により資産計上の有無を審査する。

イ 償却資産については、法人・個人を問わず事業の用に供するもののうち、取

得価額が10万円以上（1単位当たり）かつ使用可能期間が1年以上のものは申告が必要である。（申告等行わない場合は違法。）

ウ 以下ア)、イ) を適用して処理した資産の場合には、償却資産として市町村へ申告することを要さないため、補助対象外とする。

ア) 一括償却資産の損金処理

- ・取得価格が10万円以上20万円未満のもの
- ・3年均等償却が認められ、固定資産税に係る課税客体とならないもの

イ) 経費として処理するもの（損金処理）

- ・使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額が10万円未満（1単位当たり）であるもの

※ 青色申告法人である中小企業者等の特例（取得価格が30万円未満のものについて、損金処理するもの）を適用する資産については、市町村への申告を要する。

エ ただし、前記ア)を適用した設備が次の書類により確認できた場合には、例外として補助対象とする。

【いずれかの償却年度における税務申告に関する書類の控え（収受印のあるもの）のうち、「一括償却資産の損金算入に関する明細書」及びその計算に関する書類】

区分	取得価額	経理	法人税	固定資産税 (市町村への申告)	補助対象の判断 (確認書類)
通常の償却資産	30万円以上	通常の減価償却	通常の減価償却	要	対象 (償却資産課税台帳)
少額減価償却資産 (青色申告法人である中小企業者等の特例) ※通常の償却資産とするものも可	30万円未満 10万円以上 (適用は選択式)	費用	損金	要(※1)	対象 (償却資産課税台帳)
一括償却資産 (法人税法133の2、所得税法139) ※通常の償却資産又は少額償却資産(特例)とすることも可	20万円未満 10万円以上 (適用は選択式)	均等償却	均等償却	不要	原則対象外 (※2)
通常の少額減価償却資産 (法人税法133、所得税法138)	10万円未満	費用	損金	不要	対象外

※1 20万円未満10万円以上の資産であっても、特例を適用する場合には申告を要する。

※2 一括償却資産の損金算入に関する明細書及びその計算に関する書類で確認できれば対象。

(2) 被害内容を立証する資料が提出されているか

① 市町村が発行する罹災証明【施設】

ア 施設は罹災証明の提出がない場合、原則として補助対象としない。また、被害状況として記載された内容に対し、地番、所有者、用途等が整合しない場合が多い。罹災証明書と申請書の記載内容が合うように提出すること。また、罹災証明書の地番を確認するため、敷地現況図を提出すること。

イ 東日本大震災による被害を受けたが事情があつて罹災証明書未取得の場合など、特殊な事情等がある場合は補足資料等を提出すること。

(罹災証明書未取得の場合の提出様式 P 19・20 参照)

② 施設・設備の被害状況が分かる写真等【施設／設備】

写真等にコメントを入れ、被害状況を確認、特定できるよう整理すること。

ア 必ず台紙 (A 4 版) に入れること。(カラーコピーでも可。)

イ 欄外に施設・設備の名称と被害内容などを具体的に記載すること。

ウ 震災で生じた被害について具体的に記載すること (〇〇部分が歪み、動作不良、浸水で使用不能など)。

③ 被害箇所を示す施設・設備の位置等を示す図面【施設／設備】

全体の施設配置図、施設内の設備配置図 (従来の図面がなければ、手書き等でも可) を提出すること。また、施設内の用途及び被害箇所 (復旧を要する箇所) を図示すること。

④ 設備の被害を立証する書面【設備】

ア 第三者による損壊した設備を評価した点検結果資料等で、継続して使用不能であることや、入替の場合修繕不可能であることを立証すること。

ア) 自己判断は不可。第三者によるものであること。

イ) 被害の箇所と程度を明記し、損壊または継続して使用することが困難になったこと、及び入替の場合は修繕で復旧不可能であることを評価した資料であること。

※ 「精度が出ない」という被害の場合、どの程度精度が出ないのかを数値化し、その誤差が許容範囲外 (メーカー規定等) であることを立証する。

ウ) 当該損壊が東日本大震災によるものであることが認められる資料であること。(経年劣化など震災に起因しない損壊は対象外)

⑤ 補助事業の適正な執行についての確認書

ア 補助金の申請、受給、報告などに虚偽、不正がないことを確認する書類。

イ 補助金申請者及び請負業者 (補助金申請者から発注を受け工事や設備販売をする者)、見積書及び各種証明書を発行する業者全てが署名する。

※ 様式 P 15・16 参照

4 審査ポイント3「復旧内容は従前の機能回復を超えていないか」

(1) 修繕が大原則【施設／設備】

修繕により被災前の機能が回復される場合は、施設の建替や移転、設備の入替は認めない。

- ア 補助対象として認める範囲は、被災前の機能が回復される程度までとする。
- イ 耐震化や使い勝手、面積増、水準、性能等の向上などは、機能回復の範囲を超えており、補助対象とはならない。(現行法令等で要求される場合は別)。

(2) 例外的に建替・移転・入替の申請をする場合その根拠数量等が妥当であること

① 施設の建替・移転を申請する場合（修繕による復旧が不可能な場合に限る）

被災前の施設（建物・工場等）の規模・機能を超えない範囲での建替であることを確認するため、次の資料を必ず提出すること。

ア 従前施設図面等

- ア) 登記簿、用途別に図示、用途別の面積（求積方法を示したもの）
- イ) 紛失等で従来の資料がない場合、手書き等でも可。

イ 建替・移転計画施設図面等

建替・移転予定図面、用途別に図示、用途別の面積（求積算定方法を示したもの）

ウ 中古物件購入の場合

被災前を上回る面積物件の場合、面積按分により従前面積分のみ補助対象とする。

② 罹災証明で施設が半壊又は一部損壊と判定された場合【施設】

ア 市町村が発行する罹災証明で全壊又は大規模半壊と判定された場合を除き、建替・移転は認めない。

イ ただし、建築士等の診断結果により、建替の方が修繕より安価であるなど合理的な理由がある場合は認める場合がある。この場合建築士等による復旧工法を決めた説明書面及び修繕の場合の見積書を提出すること。

ウ 特別枠における特例

警戒区域等が見直された地域に帰還して事業再開する場合は、長期避難という特殊性を勘案し、下記のいずれかに該当する場合は建替・移転を認める。

- ア) 罹災証明で半壊以上と判定された場合
- イ) 環境省の解体事業により解体された場合
- ウ) 建築士から半壊以上の診断を受けている場合（震災による建物損壊に加え、長期避難による雨漏り、カビ、ネズミ等の被害を含めてP20の様式により診断を受けること）

③ 設備の入替を申請する場合【設備】

ア 留意点

- ア) 資産計上されているものが補助対象。(3-(1)-⑦参照)。
 - イ) 設備の入替は、3-(2)-④による設備の被害を立証する書面によりその必要性が判断できるもののみが補助対象。よく精査すること。
 - ウ) 入替は、修繕によっては機能回復が困難な場合であり、従前設備の同等品レベル以下が原則。
 - エ) 従前設備の取得後、相当程度経過している場合であり、従前設備の同等品を取得することが不可能な場合は、機能がアップする場合であっても、現在調達可能な最低ランクの代替機であれば補助対象として認める。

なお、現在調達可能な最低限ランクの代替機を上回る機能を持つ代替機への入替は、差額自己負担持ち出しであってもこれを認めない。

ただし、中古設備の購入等により、修繕より安価になる等合理的な理由があるものについては認める場合がある。
 - オ) 単に、被災前の台数とすることなく、処理能力等も十分に考慮して申請すること。
- イ 提出書類（必須のもの）
- ア) 従前設備と入替後の設備比較証明書（様式P17・18参照）

被災設備と入替設備のどの部分を比較して同等と判断しているのかを明記する。
 - イ) 従前及び入替設備のカatalog等

設備比較証明書に記載する内容を確認できる資料を添付すること。
- ウ 設備の入替を含む補助金申請を行う場合の提出書類
- ア) 申請設備を資産計上する旨以下の事項を記載した誓約書（記入例P14参照）を提出すること。
 - イ) 設備整備後、資産計上したことを証する関係資料を速やかに提出すること。

5 各種添付資料

- (1) 資産計上誓約書（例）
3 (1)⑦（P 8）参照
- (2) 補助事業の適正な執行についての確認書（補助金申請者用, 施工・納品業者用）
3 (2)⑤（P 10）参照
- (3) 設備比較証明書
4 (2)③（P 11）参照
- (4) 東日本大震災の被災建物が罹災証明書未取得の理由及び被害状況の申立書
4 (2)②イ（P 11）参照
- (5) 罹災証明書未取得建物に係る建物被災状況報告書
4 (2)②イ及び②ウ（P 11）参照

資産計上誓約書例

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により
整備する設備の資産計上に係る誓約書

福島県知事 内堀 雅雄 様

私は、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により整備する下表の設備について、遺漏なく償却資産として資産計上することを誓約します。

申請設備名	仕様（メーカー名、型式）	台数	金額（税抜）

令和 年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

印

連絡先

補助金申請者用

補助事業の適正な執行についての確認書

不正受給・虚偽報告への措置

- 不正又は虚偽による需給、報告書等への虚偽の記載は絶対に行わないでください。

補助金の需給後も調査を行い、不正受給や虚偽報告等と認められる場合、補助金の返還を求めます。

- 不正又は虚偽の内容により、刑事告発等を行います。

◆ 補助金適正化法による罰則

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金による助成を受けている場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）」の適用を受けます。

なお、不正等により補助金を返還する場合は、原則として返還額の年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

補助金適正化法による罰則（例）	
偽り等により補助金の交付を受けたもの	5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

県による検査

- 県は必要に応じて事業内容の検査を行っています。
また、国の会計検査院も補助受給者に対する検査を行っています。

関係書類の保管

- 証拠書類（請求書・契約書・領収証等）は整理したうえで保管し、検査等の際に提出を求められた場合には速やかに提出してください。
- これらの書類は補助金交付規則等により事業完了の翌年度から5年

間保存することが義務づけられています。

- 領収証等を紛失した場合でも、支払いの確認が取れない場合は補助金の返還を求めることになります。

交付決定の取消し

- 補助金の交付決定後も調査を行い、不正や虚偽の記載に基づく申請の場合は、交付決定を取消しする場合があります。

会計処理の適正化

- 会計処理に関しては、企業会計原則等に則り、適切に行ってください。
- 補助事業対象施設・設備に対する補助金以外の収入（保険金、共済金、賠償金、売却収入等）がある場合、補助事業の実績報告の際に報告してもらいます。
- 支払いは原則として銀行振込により行うこととし、現金払いは極力避けてください。

上記の内容を確認しました。

令和 年 月 日

申請者名称

代表者職氏名

印

※代表者自身が「自署」してください。
ワープロ書きや判は不可。

施工・納品及び各種第三者証明書提出業者用

補助事業の適正な執行についての確認書

虚偽記載の禁止

○ 証拠書類（修理不能証明書※、見積書、納品書、請求書等）への虚偽の記載は絶対に行わないでください。

※東日本大震災に起因する故障であり、且つ修繕が不可能である証明書

○ 不正又は虚偽による申請と認められる場合は、補助金受給者のみでなく、証拠書類作成者などに対しても刑事告発等を行います。

これに伴い、裁判等で証拠書類（修理不能証明書、見積書、納品書、請求書等）への虚偽の記載を行った者の名称等が公になることがあります。

※上記告発は、交付決定時のみでなく、交付後も継続されます。補助金交付後も県は任意で調査を行い、不正や虚偽の記載に基づく申請であることが認められる場合は、補助金の交付決定の取消しや刑事告発等を行います。

過大請求の禁止

○ 補助金交付決定後も調査を行い、定価を超えるような不当に高額な商取引に基づく申請の場合は、補助事業者の補助金の交付決定を取消しする場合があります。

県による検査

○ 県は必要に応じて補助事業内容の検査を行っています。

○ 県に提出があった証拠書類（修理不能証明書、見積書、納品書、請求書等）の内容確認のため、証拠書類の作成者に対する調査を行う場合があります。

会計処理の適正化

○ 代金の受領は原則として銀行振込により行うこととし、現金による受領は、極力避けてください。

上記の記載内容を確認しました。

令和 年 月 日

記載者名称

代表者職氏名

印

※代表者自身が「自署」してください。
ワープロ書きや判は不可。

設備比較証明書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

東日本大震災に起因して損壊した下記設備について、複数の設備を様々な性能・仕様・機能等から比較した結果、次の設備が被災した設備と同等若しくは同等以下であると判断したことを証明します。

記

補助金申請事業者住所	
補助金申請事業者名称	

	被災設備	比較設備	備考
メーカー等			
名称			
型番・形式等			
取得（予定）価格	円	円	
取得（予定）時期			

	比較項目	被災設備	比較設備	備考
1				
2				
3				
4				
5				

- ※1 証明者は、被災設備の情報を補助金申請者から入手すること。
- ※2 被災設備・比較設備の性能等が記載されているカタログ等を添付すること。
- ※3 被災設備が古くカタログ等が入手できない場合は、可能な限りインターネット等で情報を収集し、画面を印刷して添付すること。

設備比較証明書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

東日本大震災に起因して損壊した下記設備について、複数の設備を様々な性能・仕様・機能等から比較した結果、被災設備は取得後相当程度経過しているため、同等若しくは同等以下の設備は調達が可能であり、この設備が現在調達できる最低ランクであると判断したことを証明します。

記

補助金申請事業者住所	
補助金申請事業者名称	

	被災設備	比較設備	備考
メーカー等			
名称			
型番・形式等			
取得（予定）価格	円	円	
取得（予定）時期			

	比較項目	被災設備	比較設備	備考
1				
2				
3				
4				
5				

- ※1 証明者は、被災設備の情報を補助金申請者から入手すること。
- ※2 被災設備・比較設備の性能等が記載されているカタログ等を添付すること。
- ※3 被災設備が古くカタログ等が入手できない場合は、可能な限りインターネット等で情報を収集し、画面を印刷して添付すること。

東日本大震災の被災建物が罹災証明書未取得の理由及び被害状況の申立書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

このたびグループ施設等復旧整備補助事業より補助金交付を申請する建物については、以下の事情により罹災証明書未取得であることを申し立てます。

記

1 対象施設

所 在 :

所 有 者 名 :

家 屋 番 号 :

建物の種類 :

2 建物の被災状況及び復旧の概要

3 罹災証明書未取得である事情（取得しなかった理由等）

罹災証明書未取得建物に係る建物被災状況報告書
(グループ補助金交付申請用)

(補助金申請者)

令和 年 月 日

様

(調査建築士)

住所

名称

印

連絡先

以下の施設について、東日本大震災による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

保有建築資格種類	
調査年月日	
被災建物所在	
所有（補助金申請）者名	
家屋番号又は附属建物種類	
建物の種類	
被災の原因及び状況の概略	

(1) 【外観による調査結果詳細】※該当のチェック欄にレ点（1箇所のみ）

番号	項目	チェック	被災規模
①	一見して建物全部が倒壊	☐	全壊
②	一見して建物の1部の階が全部倒壊	☐	全壊
③	地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊	☐	全壊

(2) 【傾斜による判定】※(1)のいずれにも該当しない場合

番号	項目	チェック	被災規模
①	外壁又は柱の傾斜が1/20以上	☐	全壊

(3) 【部位による判定】※(1)(2)のいずれにも該当しない場合

番号	項目	チェック	被災規模
①	基礎の損傷率が75%以上	☐	全壊
②	建物の損害割合	☐	全壊
	※(3)－①に該当しない場合	☐	大規模半壊
		☐	半壊
		☐	半壊に至らない
		☐	損壊なし

※1 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府平成25年6月）に基づく第2次調査票を添付すること。

※2 複数の建物の被災状況を報告する場合、建物1棟につき1部ずつ発行すること。

※3 判断の根拠の説明を付した写真及び当該建物が分かる平面図を添付すること。